



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

始めよう! 保育園探し

～ 保育所等への入所を
検討されている方へ～



川崎市



始めよう! 保育園探し



～ 保育所等への入所を検討されている方へ～

川崎市では、翌年度からの保育所等への入所申請について、10月中旬から11月上旬まで受け付けいたします（一次利用調整）。

翌年度の「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」については、入所申請開始の直前である10月1日頃からの配布となるため、例年、保護者の皆様から「事前の準備について、今からできることはないか」「どのようにすればこどもの預け先が確保できるのか」など、お問合せをいただいているところです。

そこで、保育所等へ入所を検討されている方がいまから準備できること、また、入所申請にあたってご理解いただきたいことについて、この冊子にまとめました。

はじめに… 3

STEP 1 入所に向けたスケジュールを把握しましょう 4

STEP 2 さまざまな保育事業があります 5

STEP 3 通いたい保育園を探しましょう 6

STEP 4 必要な書類をそろえて、申請しましょう 7

STEP 5 一次利用調整で入所内定となった場合・入所保留となった場合 8

参考 1 参考にしていただきたい資料・ホームページ 9

参考 2 お子さんの預け先を確保するために 11

※ この案内での「保育所等」とは、公立保育所、認可保育所、認定こども園（保育所部分）及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育事業）のことです。

※ この案内での「保育園」とは、「保育所等」及び利用案内等に掲載している認可外保育施設指導監督基準を満たしている認可外保育施設のことです。

※ 受付期間や利用案内の配布・公開時期などのスケジュールについては前後する可能性があります。

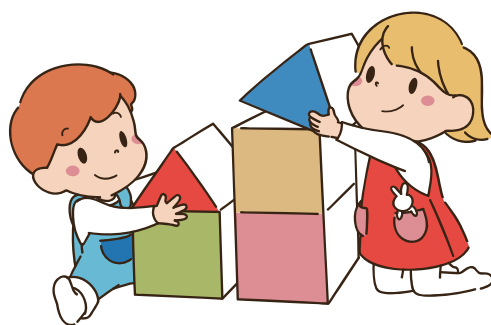
① 「保育所等」(公立保育所・認可保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業)と「認可外保育施設」があります。

「保育所等」

- 保護者が仕事や病気のために、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。「保育所等」と記述しています。(詳細はSTEP2)
- 入所したい方は、園ではなく、お住まいの区の区役所 児童家庭課(以下、「区児童家庭課」)に申請してください。福祉施設なので、先着順や面接ではなく、「保育の必要性」が高い順に入所が決まります。保育料は、市民税額に応じた、市が定めた保育料となります。

認可外保育施設

左記以外の保育施設で、「川崎認定保育園」「企業主導型保育事業」「地域保育園」などがあります。申込みは、保護者が園に直接行い、利用契約をすることとなります。また、入園者の決定方法や、保育料は各園が独自に定めています。



② 生年月日でクラス年齢に分かれます。

4月1日時点での満年齢で、クラス年齢ごとに分かれます。年度途中で誕生日を迎えても、クラスは進級しません。「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」(以下「利用案内」)を入手したら、お子さんが何歳クラスになるのか、ご確認ください。

③ 「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。 (保育所等の場合)

保育所等のご利用には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。「保育を必要とする事由」には、保護者の就労などがあります。

保育の必要性の認定を受けるだけでは、園は決まりません。次にご説明する「利用調整」を経て、入所内定が決まることとなります。

④ 「利用調整」により入所内定者が決まります。(保育所等の場合)

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を上回る場合は、「利用調整」により入所内定者を決めます。

施設・クラス年齢ごとに行い、各世帯の保育の必要度合を点数化して、点数の高い順に入所内定となります(利用調整基準は適宜、見直しを行っていますので、最新の利用案内をご確認ください)。

STEP 1

入所に向けた スケジュールを 把握しましょう

スケジュールは、全て4月入所に向けた
予定です。入所申請書類の提出など
については、10月1日頃から配布予定の
「利用案内」を必ずご確認ください。



① 事前相談・保育所等の情報収集(いまからでも)

- 区児童家庭課において事前相談を受け付けています。
- 保育園の情報収集を行い、通いたい保育園を探しましょう。(STEP3参照)
- 認可外保育施設では、早い園では7月頃から入園説明会を実施しています。認可外保育施設を検討する場合は、まずは一度園に連絡してみましょう。



② 入所申請に向けた書類等の入手(予定: 10月1日頃)

- 入所申請に向けて必要な書類を入手しましょう。
- 川崎市のホームページ(P9参照)から書類等をダウンロードすることができます。
例年10月1日頃から「利用案内」及び申請書類を掲載します。なお、お勤めの方(自営等の方を含む)からご提出いただく必要がある「就労証明書」については、9月頃掲載します。
- 紙冊子は例年10月1日頃から、区児童家庭課で配布します。



③ 一次利用調整に向けた、入所申請書類の提出 (予定: 10月中旬～11月上旬)

- 区児童家庭課へ、締切日までに提出してください。
- 郵送又はオンラインでの申請も可能です。なお、郵送又はオンラインによる申請の場合、申請締切日が窓口より早めに設定されています(10月下旬)のでご注意ください。



④ 教育・保育給付認定決定の通知 (予定: 12月～1月前半)

保育の必要性(要件)を満たしていると認定された方に、「教育・保育給付認定決定通知書」を発行・郵送します(すでに発行済みの方は除きます)。なお、この段階ではまだ入所できるかどうかは決まっていません。



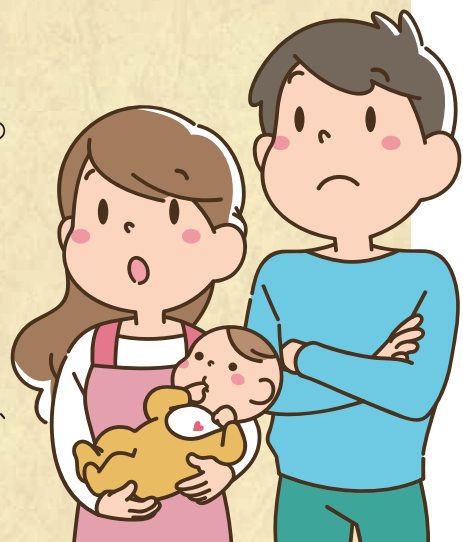
⑤ 一次利用調整結果の通知 (予定: 1月下旬)

利用調整の結果、入所内定となった(園が決まった)方には「内定」の結果通知書を、入所内定に至らなかった方には「保留」の結果通知書を、それぞれ郵送します。



⑥ 入園に向けた準備(2月～3月頃)

入所内定となった方は、保育所等との面談と併せて、園医による入園前健康診断を行います。
面談や健康診断の結果、利用可能(集団保育が可能)と判断された方は、4月からの入園に向けて準備を進めていただきます。



STEP 2

さまざまな 保育事業が あります

川崎市では、多様な保育ニーズに対応するために、様々な保育事業を実施しています。ご家庭のニーズにあった施設・事業を探るところから始めましょう。

日常的に子どもを預けたい

一時的に 子どもを預けたい

0～2歳児

保育所等

〈市への申請が必要〉

- ◎小規模保育事業
定員6～19人の少人数保育
- ◎家庭的保育事業
定員5人以下の少人数保育
- ◎事業所内保育事業
企業や医療機関等の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育
- ◎居宅訪問型保育事業
疾病、障害により集団保育が困難な子どもの自宅において1対1の保育

保育所等

〈市への申請が必要〉

- ◎認可保育所
保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設
- ◎認定こども園
(保育所部分)
就学前の教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援も行う施設

認可外保育施設

〈各施設で受付〉

- ◎川崎認定保育園
市が定めた一定の基準を満たし、市が独自に認定した施設
※月額5千～2万円の保育料補助あり(要件あり)

3～5歳児

幼稚園・認定こども園

〈各園で受付〉

- ◎幼稚園
(預かり保育実施園)
幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設
※4時間を標準とする教育時間のほか、希望者を対象に預かり保育を実施している幼稚園があります。
- ◎認定こども園
(幼稚園部分)
就学前の教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援も行う施設
※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園については、園を通じて市の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

0歳6か月～ 満3歳未満

保育園ほか

〈市への申請が必要〉

- ◎乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
保育所や幼稚園などの施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの児童を対象として、1人当たり月10時間を上限として保育所や幼稚園などを利用できる事業



0～5歳児

保育所等

〈市のシステムへの登録が必要〉

- ◎認可保育所の一時保育
保育所や幼稚園などの施設に通っていない児童の保護者が週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、断続的又は一時的に、保護者に代わり保育を実施

認可外保育施設

〈各施設で受付〉

- ◎川崎認定保育園の
リフレッシュ保育
週3日以下の月極契約や、冠婚葬祭等で子どもを保育できない場合に保育を実施

その他の認可外保育施設 〈各施設で受付〉

◎企業主導型保育事業

国が市町村による計画とは別に直接企業等に働きかけ、企業等が直接運営を行う施設

◎地域保育園

市に開設の届出をし、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設(0～5歳児受入・施設による)

- ◆年度限定型保育事業：新設園等の4・5歳児の入所が少ないなど、空きスペースが生じる場合に、そのスペースを活用して、保育所等の利用が保留となった主に1・2歳児クラスを期間限定(1年間)でお預かりする事業です。実施する場合は、市ホームページに掲載し、入所保留となった方に案内を送付します。

通いたい保育園を探しましょう



① 自宅の近くや、通勤ルート上の保育園を探しましょう。

- 各区役所が発行しているガイドマップ等を参考にして、自宅の近くや通勤ルート上の保育園を探しましょう。
(各区役所のホームページからデータをダウンロードすることもできます。)
- 保育所等の利用を申請する際は、複数の園を申し込むことができます。自宅の近くだけでなく、少し幅広に探してみましょう。お住まいと異なる区にある園を申し込む(希望する)こともできます。
川崎市内の保育所等であれば、利用調整上の優先順位が下がることはありません。

② それぞれの保育園について、もう少し詳しく調べてみましょう。

- 多くの保育園に園独自のホームページがありますので、ぜひご覧ください。
- 保育所等や「川崎認定保育園」「企業主導型保育事業」の各園について、園の所在地や保育方針、保育時間等をA4サイズ一枚にまとめた「情報提供シート」を作成するなど、区ごとに情報提供の取組を行っています。「情報提供シート」などは、区児童家庭課の窓口で配架又は各区役所のホームページからダウンロードすることができます。
- 園によって、受入年齢や保育時間が異なるので、よく確認しましょう。延長保育の時間もチェックしましょう。

③ 保育園を見学しましょう。

- 保育園に直接お問い合わせの上、お子さんを連れて実際の通園手段で見学に行きましょう。
- 無理なく通えるか、保育園の保育方針や雰囲気がお子さんに合っているか確認するとともに、各保育園の利用にあたっての重要事項※の説明を受けてください。
(※重要事項:当該保育園の開所日、開所時間、延長保育の実施条件、休日等に関する運営規程の概要や、職員体制、主食代・副食代等の実費徴収の有無、その他施設選択に資する事項。)

(参考) よい保育施設の選び方

保育施設は、子どもが生活時間の大半を過ごすところで、その環境や保育内容によっては、子どもの安全や健康面だけでなく、健全な発達にも影響を与えることがあります。

利用にあたっては、厚生労働省作成「よい保育施設の選び方十か条」などを参考に、申込の前に施設を見学し、保育内容を確認したうえで施設を選択するようにしましょう。

「よい保育施設の選び方 十か条」

https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/hoiku/tp1212-1_18.html



STEP 4

必要な書類をそろえて、 申請しましょう(保育所等)

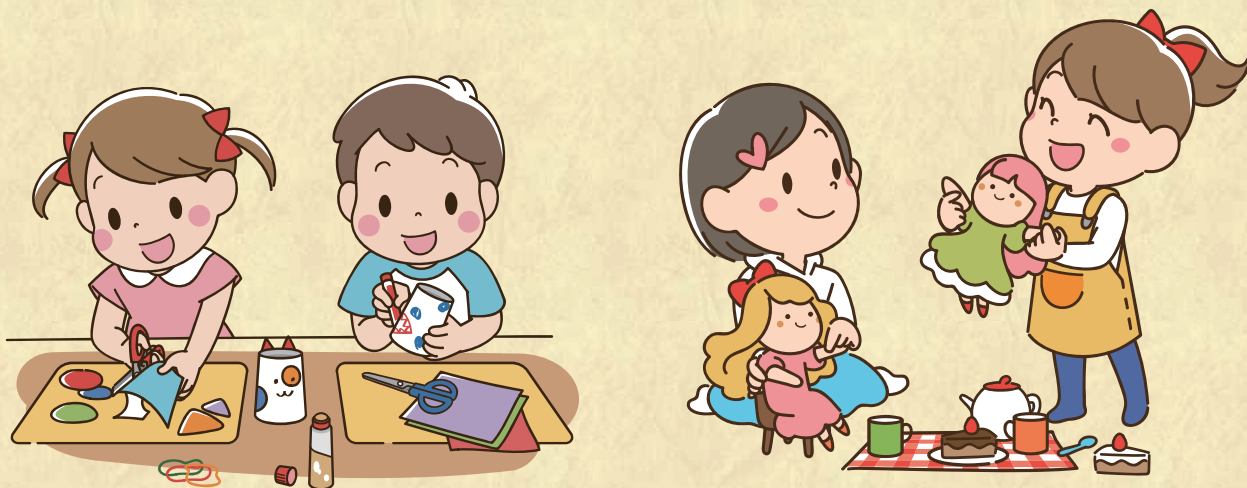


① 申請に必要な書類をそろえましょう。

- 必要な書類は早めに用意しましょう。(スケジュール等はSTEP1参照)
※「就労証明書」など、保育を必要とすることを証明する書類の発行日は、4月入所の場合、申請年度の9月1日以降のものが有効です(5月以降の入所申請は入所希望日の3か月以内)。
- 必要な申請書類は、ご家庭の状況によりそれぞれ異なります。
あらかじめ、区児童家庭課にて、必要となる書類や手続きについて事前にご相談いただくことをお勧めします。
- 「就労証明書」「在園・受託証明書」など、勤め先や認可外保育施設などに記入してもらう書類もありますので、早めに準備しましょう。
- 市外から転入してきた方は、「住民税課税(非課税)証明書」が必要になる場合があります。
4月入所の場合、前年の1月1日に居住していた自治体の証明書が必要になります。

② 申請受付が開始されたら早めに申請しましょう。

- 申請受付が開始されたら早めに申請しましょう。郵送又はオンラインでも申請できます。
(スケジュール等はSTEP1参照)
- 窓口での申請をご希望の方は、早めの申請をお願いします。(受付開始から2週間程度は比較的窓口が空いています。逆に、締切日直前は窓口が混雑しやすく、長時間お待たせする場合があります。なお、申請方法・時期の違いで、利用調整上の優劣には影響しません。)
- 一次利用調整の締め切りに間に合わなかった場合は、二次利用調整に申し込むことができますが(例年は1月末頃締切)、一次利用調整時と比べると、受入可能枠は少なくなります。
- 一度申請した後でも、後日、申請内容の変更等ができます。希望園に迷っている場合は、ひとまず10月中の早いうちに申請書類を提出して、締切日までに変更を検討しましょう。



一次利用調整で入所内定となった場合・ 入所保留となった場合(保育所等)

① 入所内定となった場合

利用調整の結果、内定となった場合は、「利用調整結果通知(内定)」と入園前健康診断のご案内を1月末頃に送付します。その後、保育所との面談、入園前健康診断を経て、利用可能と判断されたお子さんに対しては、入所決定となります。保育所等の入所日は、ならし(なれ)保育の開始時期や、育児休業からの復職時期等に関わらず、原則として月の初日となります。

内定時の留意点

〈育児休業中の方について〉

利用開始希望月の末日まで(勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は、利用開始月の翌月1日まで)に復職する必要があります。

〈入所内定後の辞退について〉

入所内定となった方が、保育所等の利用を希望しない場合は、速やかに内定辞退届をご提出いただく必要があります。

また、内定を辞退し、再度保育所等の利用を希望する場合は、改めて翌月以降での申請が必要となります。

なお、一次利用調整の内定を辞退した場合、再度4月1日からの入所申請を行うことはできません。(また、4月の保留通知も発行できません。)

〈複数の保育所等を希望した場合の利用調整の方法について〉

利用調整は園ごとに行います。希望した園の中で複数入所が可能となった場合には、入所可能な保育所等のうち、希望順位が最上位の保育所等で内定とします。

なお、希望順位による利用調整上の優劣はありません。また、第1希望のみの方と複数の保育所等を希望した方とで、利用調整上の優劣はありません。

〈希望順位が下位の施設に内定した場合、 二次利用調整で上位の希望施設に空きが出た場合について〉

一次利用調整後、内定辞退や退所児童によって二次利用調整にて空きが出ることがありますが、一次利用調整において 一度内定した場合には、他の希望保育所等への申請はすべて効力を失います。 内定を受けた方が入所日までの間に、別の希望保育所等で利用調整されることはありません。

② 入所保留となった場合

- 一次利用調整で内定に至らなかった「**保留**」の方に対して、内定辞退等で空き枠がある園について「二次利用調整」を実施します。

区児童家庭課で、二次利用調整に向けた希望園の追加・変更を受け付けています(例年は1月末頃まで。「利用案内」でスケジュールをご確認ください)。なお、保留通知到着から、一週間程度しか余裕がありませんのでご注意ください。

- 区児童家庭課の窓口や電話で、空きのある「認可保育所・小規模保育等の保育所等」「川崎認定保育園等の認可外保育施設」などをご案内するアフターフォローを実施します(区児童家庭課から電話させていただくことがあります)。

1 参考にしていきたい資料

(1)「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」

区児童家庭課の窓口で配布または市ホームページからダウンロード(毎年10月1日頃、最新の利用案内を掲載)することができます。なお、申請に必要な書類も同じページに掲載しています。

(2)「情報提供シート」など

保育所等や「川崎認定保育園」「企業主導型保育事業」の各園について、園の所在地や保育方針、保育時間等をA4サイズ一枚にまとめた「情報提供シート」を作成するなど、区ごとに情報提供の取組を行っています。「情報提供シート」などは、区児童家庭課の窓口で配架又は区ホームページからダウンロードすることができます。

(1)川崎市ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/kodomo/category/267-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>
「保育所、幼稚園」の中をご参照ください。



主なコンテンツ

📺「保育所等利用申請案内動画」

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000091113.html>



はじめて保育所等に入所申請される方のために、制度をわかりやすく解説した動画です。

📄「保育所等の申込み手続き」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000153863.html>



申請方法や必要書類を案内しています。「利用案内」「申請に必要な書類」もページの末尾からダウンロードできます。(※翌年度4月入所希望の場合は、10月1日までに(就労証明書は早めに掲載されます。) 翌年度版が掲載予定ですので、実際の申請時にはそちらをご利用ください。)

📊「保育所等の受入可能数及び利用調整結果」

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030624.html>



保育所等について、各月の受入可能数や利用調整結果を掲載しています。過去のデータも掲載していますので、希望園の検討の際にご参照ください。

📅「認可外保育施設の空き情報」

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000031247.html>



認可外保育施設について、直近月の空き状況が載っています。1月までは月1回更新(その月の1日時点の空きについて、10日頃掲載)、2月・3月は毎週更新予定です。

㊦ 「川崎市保護者向け認可
保育所等案内サイト」

<https://enmikke.jp/parental/kawasaki/>



地図上で、市内の認可保育所や川崎認定保育園等の情報を探することが可能です。

㊦ 「子ども・子育て支援情報公表
システム「ここdeサーチ」」

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>



国(こども家庭庁)による子ども・子育て支援情報公表システム。

お住まいの地域や最寄り駅などから施設を検索することができるほか、施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

(2) 各区役所ホームページ

「かわさきく子ども子育てページ」

<https://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/category/295-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



「幸区こども・子育て情報」

<https://www.city.kawasaki.jp/saiwai/category/297-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



「中原区子育て情報ガイド
このゆびと〜まれ!」

<https://www.city.kawasaki.jp/nakahara/category/299-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



「高津区ホッとこそだて・たかつ」

<https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/category/302-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



「宮前区こども子育てホームページ」

<https://www.city.kawasaki.jp/miyamae/category/304-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



「多摩区こそだてweb」

<https://www.city.kawasaki.jp/tama/category/307-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



「麻生区の子育て支援情報」

<https://www.city.kawasaki.jp/asao/category/309-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



保育所等は定員を超える申込みがあった場合、利用調整を実施し内定者を決定しています。特に1、2歳児は定員を超える申込みが多い状況です。

川崎市では、認可保育所の新設等により、毎年、保育受入枠を増やしていますが、クラス年齢や地域によっては、保護者(ご両親とも)の就労時間がフルタイム(月20日、1日実働7時間以上の就労)でも入所できない方がいる状況です。就労時間が短い方や、求職中でこれから仕事を始める方などは、更に入所が厳しい状況となる場合があります。

そこで、お子さんの預け先を確保するためには、以下の点も検討しましょう。

① 認可外保育施設は、早めに検討しましょう。

認可外保育施設(川崎認定保育園など)は、その独自性を活かして、各園特色のある保育や教育を行っており、第一希望にする保護者の方が数多くいらっしゃいます。

保育所等が決まらなかった後に認可外保育施設を探す方がいらっしゃいますが、その時点では応募が集中します。

保育園選びを始める際、保育所等と並行して早めに検討しましょう。施設によっては、通常の申込み受付前に、入園金などを支払えば予約できる早期申込制度を実施している園もあります。ただし、保育所等の入園が決まり、認可外保育施設の入園をキャンセルした際は、入園金等が返還されない場合もありますのでご注意ください。

(参考) 川崎認定保育園の保育料について

川崎認定保育園では園で設定された料金となります。

(参考) 保育料補助制度

「川崎認定保育園」に通う児童の保護者のうち、一定の要件を満たす方には、「幼児教育・保育の無償化」の制度で支給される金額とは別に、最大で月額2万円の保育料補助を実施しています(半年ごとの後払い)。園ごとに保育料は異なりますが、所得によっては、認可保育所と同程度か、それ以下になる場合もあります。

補助基準税額	3歳未満児	3歳以上児
市民税所得割相当額 321,700円未満の世帯	月額 20,000円まで	月額 5,000円まで
市民税所得割相当額 321,700円以上の世帯	月額 10,000円まで	

※補助対象の条件、期間などの詳細は、市ホームページを御参照ください。

※市民税所得割相当額は、世帯の合計額によります(算定根拠となる市民税の対象年度については、利用案内をご確認ください)。

※川崎市を含む政令指定都市において住民税を課税されている方については、市民税所得割額に6/8を乗じた額をもって計算します。また、ふるさと納税等の市町村等に対する寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等は適用されません。

(参考) 多子軽減制度

「川崎認定保育園」に通う児童が第2子以降の場合、一定の要件を満たす方には「幼児教育・保育の無償化」の制度で支給される金額とは別に、月額保育料から最大で16,000円を軽減する制度を実施しています。

<川崎市民が横浜保育室を利用した場合の保育料補助制度の適用について>

横浜市との連携により、川崎市民が横浜保育室を利用した場合も本市の保育料補助制度が適用されます。

※横浜保育室を利用した場合、本市の多子軽減制度の適用はございません。

※横浜保育室は横浜市が独自に定めた基準を満たした認可外保育施設です。詳細は横浜市ホームページをご確認ください。

② 0歳児～2歳児クラスは、地域型保育事業も検討しましょう。

地域型保育事業の卒園後については、園によっては連携施設に卒園後受入枠が設定されており、3歳児クラス以降はそちらで保育を受けることになります。連携施設に卒園後受入枠が設定されていない園についても、近隣の保育所等を中心に受入枠を設け、優先利用調整を行うことで、3歳児クラス以降の保育先について確保しています。(ただし、**2歳児クラスに7月以降に入所**した方は優先利用調整の対象とはなりません。)

認可保育所を検討する場合は、地域型保育事業についても検討しましょう。

③ 3歳になったら、幼稚園という選択肢もあります。

3歳になると、幼稚園に入るという選択肢も出てきます。

幼稚園は、さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる学校教育施設です。基本的には1日4時間ですが、ほとんどの園で「預かり保育」を行っていて、夕方まで利用することもできます。開園時間より早い時間から預かる園もあります。時間・曜日はそれぞれの園により異なりますので、各園にご確認ください。

幼稚園の申込みは、保護者が園に直接行うこととなります。園の見学や説明会、入園手続き等については、園に直接問い合わせるか、園のホームページをご確認ください。

※預かり保育無償化について

保育の必要性の認定を受けた3歳～5歳児は預かり保育無償化の対象となります。

④ これからお仕事を始めたい方へ

これからお仕事を始めたい方は、就労時間によって保育所等の入所申請ができない場合があります。扶養の範囲内で働きたい場合など、月の就労時間が64時間に満たない場合は、就労による保育の必要性に該当しませんので、認可外保育施設や一時保育の利用を検討してください。

なお、一時保育の実施施設は限られていますので、「利用案内」をご確認ください。

始めよう! 保育園探し

～保育所等への入所を検討されている方へ～

令和8年6月改訂版

製作：川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

TEL：200-3727 FAX：200-1518